

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	北本市空家等対策計画（変更）
市民参画の手続の実施時期	令和5年11月から令和6年2月
市民参画を求める方法	・ 附属機関等の開催
対象施策が定められるまでの手順	①北本市空家等対策協議会の開催 ②パブリック・コメント手続の実施 ③北本市空家等対策協議会の開催 ④北本市空家等対策計画の再策定
担当課名	都市整備部都市計画政策課
特記事項	